

第5章 計画の進め方

1 推進体制

(1) 区民参加の推進

本計画の推進にあたっては、意見交換会やヒアリング等を通じて、障がいのある人やその家族、事業者などの意見や要望を随時取り入れるとともに、区民や区内の企業・団体等を広く巻き込み、区全体で障がいのある人を支援する気運を醸成していきます。

(2) 渋谷区自立支援協議会の運営

福祉・保健医療・教育・就労をはじめとする各分野、障がいのある人や家族からなる団体、サービス事業者、ボランティア・NPO 団体、各種専門機関、行政等によるネットワークの基礎として、渋谷区自立支援協議会を運営します。

協議会の運営においては、年4回の本会議開催とともに、「相談支援部会」、「就労支援部会」、「子ども部会」にて、分野ごとに施策のモニタリング、課題の把握等を行い、「福祉計画部会」において、分野横断的な検討を進めていきます。部会の体制は、必要に応じて充実させていきます。

協議会は、各立場から計画の円滑な推進に関わるとともに、新たな課題が生じた場合は、これを持ち寄り、ともに解決を目指せるよう連携していく場として、有効に運営していきます。

(3) 区関係所管の横断的な取組

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどと情報共有・連携し、定期的に施策の進捗状況の把握と効果の検証を行い、着実に推進していきます。

また、本計画の期間中、区では新たに福祉分野の包括的な計画として「地域福祉計画」を策定する予定にあり、併せて、国が推進している重層的支援体制の構築を目指していきます。

本計画においても、地域共生社会の実現に向けて既存の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築を推進していきます。

(4) 地域や障がいのある人の実情に合わせた計画にするための意思決定の仕組みづくり

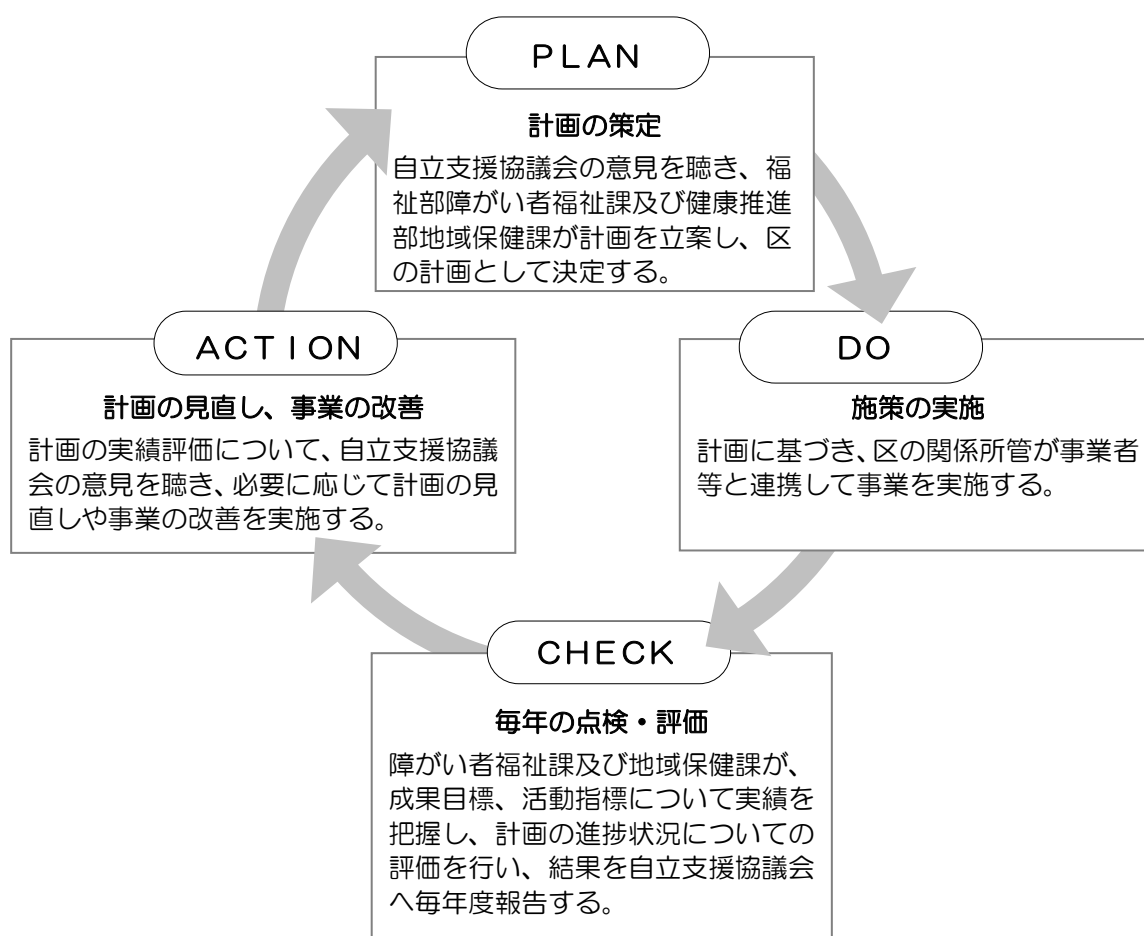
進捗管理のための PDCA サイクルをより有効に機能させるために、その時々の課題解決が迅速に行われるための意思決定と実行のための組織やプロジェクトをつくり、実行します。

2 計画の進捗管理

本計画の進行管理と評価については、「PDCAサイクル（※）」により、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

成果目標と活動指標については、年度ごとに実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更、事業の見直し等を行います。そのために必要な情報をわかりやすく整備し、公表していきます。

■「PDCAサイクル」のイメージ



※「PDCAサイクル」とは、

- (1) 計画を策定し (PLAN)、
- (2) その計画に基づいて施策を実施し (DO)、
- (3) 実行した施策について進捗状況の評価・分析を行い (CHECK)、
- (4) その評価・分析に基づいて事業の見直し・改善 (ACTION) を行うことで、次の計画策定 (新しいPLAN) に役立てるものです。